

○経済産業省令第 41 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十二年法律第三十三号）第十二条、第十五条第一項及び第十七条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

経済産業大臣 萩生田光一

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第 22 号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号ト(3)、同項第九号ト(2)及び同項第十一号ト(2)中「二十歳」を「十八歳」に改め、同号ト(5)及び同項第十二号ト(4)中「又は遺贈を」を「若しくは遺贈を」に改め、同項第十三号ト(2)中「二十歳」を「十八歳」に改め、同号ト(5)及び同項第十四号ト(4)中「又は遺贈を」を「若しくは遺贈を」に改める。

第十七条第二項及び第十八条第五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

様式第一、様式第四及び様式第四の二中備考 3 を備考 2 とする。

様式第六中備考 3 を備考 2 とし、備考 4 を備考 3 とする。

様式第七の表 1 第一種経営承継受継者の欄中「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 13 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無」や「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 13 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無又は法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 12 号又は第 14 号の事由に係るものに限り）に係る相続若しくは遺贈の有無」における「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」を「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」に改める。

様式第七の二の表 2 第二種経営承継受継者の欄中「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 13 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無」や「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 11 号又は第 13 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無又は法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 12 号又は第 14 号の事由に係るものに限り）に係る相続若しくは遺贈の有無」における「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」を「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」に改める。

様式第七の三の表 3 第一種特別経営承継受継者の欄中「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無」や「贈与の時における過去の法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 1 項第 7 号又は第 9 号の事由に係るものに限り）に係る受贈の有無又は法第 12 条第 1 項の認定（施行規則第 6 条第 8 号又は第 10 号の事由に係るものに限り）に係る相続若しくは遺贈の有無」における「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」を「備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする」に改める。

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 第六条第一項の改正規定(同項第七号ト③、同項第九号ト②、同項第十一号ト②及び同項第十三号ト②中「二十歳」を「十八歳」に改める部分に限る。)は、令和四年四月一日以降に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合に適用し、同日前に中小企業者の代表者が当該中小企業者の株式等を贈与により取得した場合は、なお従前の例による。

附 則

様式第二十一の三及び様式第二十七中備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第二十一の二中備考③を備考②とする。

様式第二十一中備考③を備考②とし、備考④を備考③とし、備考⑤を備考④とする。

様式第二十の十中備考③を備考②とし、備考④から備考⑥までを一ずつ繰り上げる。

様式第二十から様式第二十の六まで中備考③を備考②とする。

様式第十七の二及び様式第十七の三中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第十七中備考③を備考②とし、備考④から備考⑥までを一ずつ繰り上げる。

様式第十三、様式第十四及び様式第十五中備考③を備考②とし、備考④から備考⑦までを一ずつ繰り上げる。

様式第十二の二中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第十二中備考③を備考②とし、備考④から備考⑦までを一ずつ繰り上げる。

様式第十一中備考③を備考②とし、備考④から備考⑧までを一ずつ繰り上げる。

様式第八の五及び様式第八の六中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第八の四の表二様式第二種特例経営承継相続人の欄中「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。

様式第八の三の表二様式第一種特例経営承継相続人の欄中「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」や「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。

様式第八の二の表二様式第二種経営承継相続人の欄中「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」や「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第12号又は第14号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。

様式第八の一の表二様式第一種特例経営承継相続人の欄中「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」や「相続開始の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。

様式第七の五及び様式第七の六中備考③を備考②とし、備考④を備考③とする。

様式第七の四の表二右欄は第二種特例経営承継受贈者が一人の場合に記入の欄中「(i)-(j) 株 (円)」を「(f)-(g) 株 (円)」とし、「(h) 株 (円)」を「(e) 株 (円)」とし、「(i)=(h)×2/3 株 (円)」を「(f)=(e)×2/3 株 (円)」とし、「(j) 株 (円)」を「(g) 株 (円)」に改め、同表第二種特例経営承継受贈者の欄中「贈与の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無」を「贈与の時における過去の法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第7号又は第9号の事由に係るものに限る。）に係る受贈の有無又は法第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号又は第10号の事由に係るものに限る。）に係る相続若しくは遺贈の有無」に改める。